

松戸市放射能対策協議会 会議記録

- 1 日 時 平成25年10月28日(月) 午前10時00分開議
- 2 場 所 第二委員会室
- 3 出席議員
- | | | |
|-----|---|-------|
| 議長 | 長 | 中川英孝 |
| 副議長 | 長 | 渡辺美喜子 |
| 議員 | 員 | 城所正美 |
| 議員 | 員 | 末松裕人 |
| 議員 | 員 | 杉山由祥 |
| 議員 | 員 | 宇津野史行 |
| 議員 | 員 | 鈴木大介 |
| 議員 | 員 | 原裕二 |
| 議員 | 員 | 二階堂剛 |
- 4 出席理事者 別紙のとおり
- 5 出席事務局職員
- | | |
|-----------|------|
| 事務局長 | 笠原祐一 |
| 議事調査課長 | 染谷稔 |
| 議事調査課長補佐 | 内海淳 |
| 議事調査課長補佐 | 鈴木章雄 |
| 議事調査課長補佐 | 池田俊彦 |
| 議事調査課主任主事 | 太田敏弘 |
- 6 会議に付した事件
- (1) 焼却灰対策について
 - ①放射能汚染焼却灰及び剪定枝等の状況
 - ②低減対策(剪定枝等の処分)
 - ③クリーンセンター焼却灰の保管管理
 - (2) 原発事故・子ども被災者支援法について
 - (3) 住宅除染進捗状況報告
 - (4) その他
- 7 会議の経過及び概要
- 議長開議宣告
議事
傍聴議員 中田京議員 山中啓之議員

傍 聽 9名

中川英孝議長

これより松戸市議会放射能対策協議会を開催いたします。
環境部長より御挨拶願います。

環境部長

本日は松戸市議会放射能対策協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

4月から何回か協議会に出席させていただきまして、議長をはじめ、議員の皆様、我々に協力していただき本当に感謝しております。放射能対策につきましては、まだまだ問題を多く抱えておりますが、焼却灰の対策につきましては一筋の光と申しますか、今日も御報告申し上げますが、見えてきたかなと思っております。重要な案件が数多くございますので、ひとつよろしく願いいたします。

あと、今日、環境部がメンバーのほとんどでございますので、お話しさせていただきます。台風26号の影響によりまして、ごみ、それから消毒、相当やりました。ごみについてはほぼ終わっております。消毒につきましては、土日も含めて昨日も行っておりますけど、今日、明日ぐらいで終わるかなという報告を受けております。職員いろいろ頑張っておりますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

(1) 焼却灰対策について

①放射能汚染焼却灰及び剪定枝等の状況

中川英孝議長

それでは、これより議題に入ります。

次第に則りまして、まず1番目の焼却灰対策についてのうちの放射能汚染焼却灰及び剪定枝等の状況の報告についてを議題といたします。

報告願います。

廃棄物対策課長

1点目の放射能汚染焼却灰及び剪定枝等の状況について御報告をさせていただきます。

資料の1ページをご覧くださいと思います。1番として、焼却灰等の状況（クリーンセンター）の9月30日末現在の状況でございます。

まず(1)といたしまして、クリーンセンターの焼却量、これは燃やせるごみ、2万4,098.92トンでございます。

(2)といたしまして、放射性物質濃度測定結果でございます。主灰712ベクレル、これは9月3日時点でございます。飛灰、6,860ベクレル、同じく9月3日現在でございます。排ガスにつきましては、検出限界未満でございます。これは9月25日時点でございます。

(3)といたしまして、灰の保管状況。これは飛灰でございますが、場内保管量、フレコンバッグ1,581体、重量にいたしまして958.69トン。手賀沼一時保管施設への保管量、フレコンバッグにして85体、重量にして51.97トン。保管合計でございますが、フレコンバッグで1,666体、重量にして1,010.66トンでございます。なお、8月1日以降の手賀沼の一時保管施設への搬入については保留にしている状態でございます。

(4)といたしましては、搬出及び搬出量でございます。3,182.96トン。搬出先については記載のとおりでございます。

2番目としまして、剪定枝等保管及び処理状況でございます。これは日暮クリーンセンターの状況でございます。(1)としまして、剪定枝等の保管量61.59トン、現在保管しておる剪定枝等については本年度、前々から御説明している新たに発生した搬入量の一部でございます。

処理状況につきましては、クリーンセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターにおいて計画焼却を継続しております。3月時点で比較しますと、168.52トン減少しているという状況でございます。

【質 疑】

宇津野史行議員

先ほど環境部長がおっしゃった一筋の光だか何だかというのはこの中には含まれていないんですか。

環境部長

含まれています。

②低減対策（剪定枝等の処分）

中川英孝議長

では、次に移ります。そうしたら、2項目目の低減対策（剪定枝等の処分）についての説明をお願いいたします。

廃棄物対策課長

②といたしまして、低減対策（剪定枝等の処分）について御説明をいたします。

焼却灰の放射能濃度低減対策につきましては、剪定枝等の処分経過、今後の処分状況、方針について御説明させていただきます。

放射能濃度上昇の一つの要因となります剪定枝、落ち葉、草の処分は、現在日暮クリーンセンターにおいて一時保管し、クリーンセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターでの焼却処分を現在行ってございます。焼却灰の低減対策の一つといたしまして、剪定枝等の別処分について関係機関等の協議がおおむね整ってきましたことから、その処分について、市外において処分を進めていくことが可能となってきてございます。このことから、剪定枝、落ち葉、草の別処分を進めていくため必要な追加経費を、ちょっと早いですけれども、12月補正予算において予算措置をいただき、進めたいと考えてございます。さらに、この処分が進みますと、クリーンセンターの焼却灰放射性濃度の低減が図られ、焼却灰の最終処分場への受け入れの可能性もかなり高くなっていくということになります。併せて、今、最終処分場のほうへ、新たな受け入れ先についても協議を進めているところでございます。

以上、焼却灰の濃度低減対策の今後の処分方針及び予算に関する事前説明、若干早いですけれども、12月補正に対応させていただきたいということでの事前説明ということにさせていただきます。

【質 疑】

二階堂剛議員

今のお話ですと、剪定枝の関係は、先ほどの数値を見てもわかりますけど、少しずつ燃やしても主灰、飛灰ともかなり最高測定濃度が下がっているのほかに持ち込めるようになったという話ですけど、現状だと、例えば、資源ごみということで一般の家庭からは集めていらっしゃいますよね。それから、一番問題になっているのはマンションとか、私の住んでいるところもそうなんですけど、業者が清掃業務をやっているということで、今までは住民でクリーンデーか何かで剪定枝を切って、ある程度の大きさに束ねれば、市のほうで回収してもらっていたんですけど、この間ずっとそれはだめだということで、かなり自分たちのところにたまっているわけですよ。そういうことも、今後はこの処分が可能になったということであれば、前の状態の収集に

戻ることができるのかどうか、ちょっとその点だけ。

廃棄物対策課長

剪定枝につきましては議員御案内のとおり、今、別収集の体制です。一昨年ぐらいまでは、各施設なり、造園業者も含めて、業者のほうで一時仮保管をさせていただいて、随時搬入をしていただいて、焼却を進めていたということで、今、議員のほうで、別収集は当面今後このまま進めていくことは、いつまでということはまだちょっと明確にはできませんけれども、別収集体制については継続をしていきたいと。ですから、今たまっているという状況のところは、前々から見ると、かなり減ってきているというふうに把握はしておる状況ですけれども、別収集に限らず、今の状況でかなりため置きされているところがあるのであれば、順次、一遍に日暮クリーンセンターのほうへ搬入されるといろいろ日暮クリーンセンターのほうの状況もありますので、できるだけ少量というんですかね。定期的に計画的に搬入をいただければ、それは家庭系のものを含めて、事業系、事業者の方に入った剪定枝も同じように日暮クリーンセンターに今搬入いただいていますので、計画的な形で搬入をいただければということで、別収集体制は当面続けるという考え方です。

二階堂剛議員

今の別収集は継続当面するということですが、自分のところに限らず、業者が今までやっていて、マンションとかでかなり緑地面積が広いものですから、これから枯れ葉がどんどん落ちてきて、現状でもそうなんですけど、かなりお願いしてやって、うちの例で大変申しわけないんですけど、普通のごみ袋10袋を3か所だから30袋だけ週一回だけ持っていってもらっていたんですけど、ところが、それ以上どんどん今たまっていて、結局、業者に今頼もうかということになると、1回当たり6万円ぐらい、2トントラック何台かで運ばなきゃいけないんですね。ですから、今、うちのところに限らず、そういうマンションの、小さいところのマンションはそうでもないんですけど、結構、大きなところとかは、緑地が多いところなんかはそういうことで大変困っていて、何回か市のほうにお願いもしていたんですけど、そうすると、今のお話だと、少しずつ市のほうと打ち合わせをして持ってきてもらえれば、受け入れてくれるということでもいいんですかね、今のお話だと。

廃棄物対策課長

要するに、収集を行っているのは家庭系の収集でございますので、各住民の皆様が、昨日もクリーンデー等やっている。これから落ち葉等も落ちて定期的に回収というんですか、掃除をして集めていただくというものにつきましては、できるだけ家庭系の集積所のほうには週一回でかなり頻度は少ないんですけども、でき得れば、一遍に出されますと収集のほうもかなり支障を来す部分がありますので、ある程度敷地があれば、ビニール袋のほうへ入れていただいて、ちょっと時間をいただいて、計画的に少

しずつ出していただければ助かるんですけども。一遍に出されますと、どうしても収集のほうへも支障を来してきますので、その辺だけ御理解、御協力をお願いしたいと思います。

二階堂剛議員

すみません。地元の話と別にいろいろな周辺のそういうところで困っている話を聞いていたものですから、今まではなかなか量的にも制限されていて、自分のところにたまっていて、これからどんどん冬に向かってまた枯れ葉が増えるし、この前クリーンデーで切ったものをどうしようかという話も聞くものですから、少しそういう形で計画的に受け入れてくれるのであれば、了解しました。どうもありがとうございます。

原裕二議員

どこまで聞いていいのかわからないんですが、答えられる範囲で結構なんですけども、別処分の方法についてなんですけども、答えられる範囲でどんなものなのか。他市でもやっているようなものなのかどうか教えていただきたいと思うんですけど。

廃棄物対策課長

処分の方法ということでございますけども、市外処分ということで先ほど御提案させていただきました。これにつきましては、処分の方法及び処分地域につきまして、相手方自治体等との要請によりまして、場所につきましては申し上げることは差し控えさせていただきますということで御了解いただきたいと思います。

原裕二議員

ちょっと戻ってもいいんですか。

中川英孝議長

はい、どうぞ。

原裕二議員

1 ページ目のところで、今回の件も関係しているんですけども、最終処分場ですね。ここに書いてあると中野市とか米沢市とか、その他というふうに書いてあるんですけど、自主規制値についてなんですけども、ネット等で見ると、自主規制値がさらにきつくなっているようなこともあるんですけども、変化がないのかどうかと、もしこれも差し支えなければ、どの程度の自主規制値になっているのか、教えていただけたらと思いますけども。

廃棄物対策課長

今のものについては、放射能濃度のレベルという考え、自主規制ということで。

原裕二議員

そうです。

廃棄物対策課長

基本的に8,000ベクレル以上につきましては、当然国の処分ということで国がやるということになってございます。8,000ベクレル以下のものにつきましては、基本的に環境省のほうから各最終処分場、関係自治体につきましても、8,000ベクレル以下のものについては基本的には受け入れ処分できますということで、文書等で環境省のほうからも指示というか、助言を含めて、通知がございます。ですから、基本的に8,000ベクレル以下というのは受けていただくというのが一応前提ということになっておりますけども、今、原裕二議員が言われた自主規制というのは4,000ベクレルというのがこの問題が発生してから、4,000ベクレル以下でないとだめだよという自主規制。これは全国どこのところも全て4,000ベクレルということではないのかなと思いますけれども、一応自主規制というものを言われているのは4,000ベクレル以下。今、松戸市のほうでいろいろお願いをしている最終処分場のほうにつきましては、全てではないんですけども、一応2,000ベクレル以下でないとなかなか受け入れが難しいというお話がございます。ですから、自主規制はあくまでも自主規制ですけれども、基本的には国の8,000ベクレル以下を全て受け入れていただければ、松戸市に限らず関係自治体も助かるのではないのかなと思うんです。なかなか現状とその辺の環境省のほうの指導とは乖離している部分があるかと思えます。

原裕二議員

それについて、すみません。8,000ベクレルと2,000ベクレルではえらい違いなので、それについて国はどのように言っているんですか。困るわけですよね。

廃棄物対策課長

国のほうにつきましては、先ほど申し上げたとおり、当初、8,000ベクレル以上につきましては、各自治体を通して受け入れ可能ですよということで、文書通知を全国的にされています。（「以下ね」と呼ぶ者あり）ああ、以下です。その後も同様のものが今年度入りまして、通知がやはり出されております。しかし、関係自治体も含めてなかなかすぐに全ていいですよというところではなかなかないというのが現状です。

杉山由祥議員

この別処分の方法をもう少し詳しく、どういう処分なのかというのと、これは文面だけ見ると、要するに、別々に分けて処分するということですよね。文面だけ見るとです。さっき収集の方法は今までと同じ方法を継続していきますよというのはわかったんですけども、例えば、新たに市民にこういう分け方をお願いしますというようなことは発生するのかなのか。それとも、詳しい処分の仕方がわからないので、そこぐらいしかちょっと思い浮かばないんですけども、むしろ例えば、別処分ということで、今までよりも細かく分けるということが必要になってくるのであれば、それを市民に作業工程としてお願いする部分があるのかなのかちょっと教えてください。

中川英孝議長

追加経費も入れたら。説明したら。

杉山由祥議員

聞きちゃっていいんですか、それ。補正予算というからあまり聞かないでいたんですけど。

廃棄物対策課長

まず、処分につきましては、先ほども申し上げたとおり、あくまでも市外での処分ということで、その処分の内容、あと場所については、申しわけないんですけども、関係自治体等の要請によりまして、その辺については差し控えさせていただきたい。あと、今、杉山由祥議員が言われた市民に何か求めることがあるのかということにつきましては、現状できちんと剪定枝等、落ち葉、草ですね。それを今までやっているとおり分けていただいて出していただくと。あと、この秋の時期ですので、落ち葉等がかなり多くなろうと思いますので、できるだけ土を払って出していただきたいということで、この辺は広報も含めて市民の方に要請しているところです。ですから、落ち葉だけ、枝だけということで個別に分けて出してくださいということではございません。

杉山由祥議員

そうすると、何のための追加経費が必要なのかという話になるんですよ。要するに、確かに市民に負担を強いる部分はあったとしても、例えば、一時収集の部分で、市民ができることをやってもらって、それで経費の負担が減るという作業工程ができるのかなのかということをも市としてどう考えているのかというのをちょっと伺いたいんですね。要するに、変な話、今までどおりでいいですよ。でも、実はここで分ける作業工程が必要になって、ここに予算がかかりますよとなるんだとしたら、やっぱり何かお願いするべきなんじゃないですか、それは。

中川英孝議長

粗々の経費は説明できないですか。

廃棄物対策課長

追加経費につきましては、当然今まで各焼却施設のほうで処分をすれば、その焼却灰の処分経費というのを今まで持っていますけども、新たに剪定枝等別な処分ということで、その剪定枝等にかかる処分経費の増額という形で御理解いただければと思います。

末松裕人議員

支払い先が変わるということでしょう。

廃棄物対策課長

そうですね。その剪定枝等の処分をするための経費という、新たな経費という、通常ですと今まで焼却をしていますので、灰になってその灰の処分という形になりますけれども、それはある程度経費は今まで当初から持っていますから、それ以外で今までやっていない処分経費ということで、剪定枝だけはどうしても処分経費が増額になるということで追加……。

中川英孝議長

大体どのぐらいになるのかわからないの。

廃棄物対策課長

一応、今のところ、1億2,000万円強というところで積算しているところです。要求を今調整していますけども、1億2,000万円と……。

中川英孝議長

年間でこれからも。

廃棄物対策課長

この3月までです。今年度いっぱい。

杉山由祥議員

だから、半年で3分の1か。だから、年間で計算すると3億6,000万円。

廃棄物対策課長

まあ、大体倍から、そうですね。量が当然、今見込んだ量が前に収集した量とで勘案して処分経費を出していますので、出てこなければ当然、剪定枝等が少なければ当然減りますけれども、量が前の統計で見た中で積算していますので、1億2,000万円強の金額を予定させていただきたいと思います。

杉山由祥議員

では、ざっくりと新たに市民の皆さんに何かお願いすることはないということですね。

廃棄物対策課長

はい。

杉山由祥議員

はい、わかりました。

原裕二議員

ごめんなさい、もう一度いいですか。

中川英孝議長

はい、どうぞ。

原裕二議員

その別処分の方法なんですけども、別処分すれば、当然飛灰の放射能濃度は低減されるわけなので、この別処分がもう確実だと。かなり高い確率でできるということであれば、もうこの瞬間から、剪定枝のほうを燃やすのをやめれば、飛灰だって放射能濃度が上がらないわけですから、もう既にそれはやられているということですか。今燃やしているんですか。

廃棄物対策課長

先ほど申し上げましたとおり、ある程度実証的なものは外へ処分で、今、実験的なものは進めさせていただいています。その中でクリーンセンターのほうに、今回お示しした9月末現在も、以前1万ベクレル前後が出ていたものが、同じように焼却しても6,000ベクレル程度まで落ちてきていると。剪定枝を当然これから入れない。現状でも焼却しています、まだ。まだ全部外への処分ができない状態です。ですから、先ほど御説明した補正予算等を措置いただいて、本格的に処分できる見通しが立ってきましたので、予算措置いただいて処分をしていきたいというところで、それが

処分できるようになれば、剪定枝等は焼却しないわけですから、濃度が当然下がってくると。ただ、どこまで下がり切るかというのは、ちょっとここは非常に難しいというのは正直なところがございます。ですから、できるだけ下げて最終処分場への受け入れ、先ほど2,000ベクレルという話をさせていただきましたけども、それに近づけた形で、それまで下がれば、ある程度今度は本当に灰のほうの最終処分場への受け入れも見えてくる部分もあると。

原裕二議員

剪定枝を除けば、2,000ベクレル以下に多分なるわけですよ。

廃棄物対策課長

いや、それは、間違いなく燃やせるごみの中に絶対に剪定枝等、枝草が入っていないということであれば、間違いなく、厨芥類とか家庭の中から出てくる燃やせるごみですから、家庭の中から排出されるごみであれば当然出てこないとは思いますが、市民の方は、全て剪定枝と分別していただいているのが大半の方でいらっしゃるんですけど、どうしても少量、燃やせるごみの中に入ってきているということも事実ありますので、今その辺も、先ほど、できるだけ剪定枝は別収集ということで、ずっと市民の方に周知させていただいていますので、それがなくなれば、2,000ベクレル以下ということは期待が高まる。ですから、そうすれば、最終処分場への灰の搬出も可能になってくるということです。

中川英孝議長

課長、いいですか。もう一回要約すると、要するに、今現在やっているのは、剪定枝を少しずつ減らしたりいろいろな工夫をしながらやっているけれども、6,800ベクレルまで落ちましたよ。それは少なくとも、今は剪定枝を燃していますよ。それをなくしたとしても、今の話でいくと2,000ベクレル、まあ、4,000ベクレルという話だったけれども、これがまた2,000ベクレルまで下がっているようだけれども、この2,000ベクレルまで下がるかどうかここではわかりませんと、こういうことだよね。それについては、この予算措置をするまでには、当然試行でもって一度検証していただいて、それについて報告をもらえるわけだね。

廃棄物対策課長

それは、検証はある程度今やった状況があります。

中川英孝議長

やった結果でなければ、当然予算措置そのものも含めて今の話はできないという話でいいのかな。そういうことですよね。そうじゃなくて、最終処分場の受け入れ先が

2,000ベクレルよりもちょっと上でもいいよとか、あるいは国の排出基準以下であれば受け入れてくれるよとかという話があるんだと。

廃棄物対策課長

最終処分場のほうも先ほど申し上げたように、2,000ベクレル以下でないと絶対だめだよということではなくて、若干、以上であっても搬入を受け入れていただく…。

中川英孝議長

いただけるところといただけないところとあるわけですね。

廃棄物対策課長

はい。

中川英孝議長

それは、要するに我々の努力基準では、もう2,000ベクレル、4,000ベクレルというのは、今の段階では厳しいと。剪定枝を入れた段階では厳しいという判断をしたわけですね。

廃棄物対策課長

はい。

宇津野史行議員

剪定枝を入れていなくたってだめなんですよ。

廃棄物対策課長

いや、今年の3月、実証実験を实际やった経緯で、前に報告をさせていただいているかと思うんですけど、4,000ベクレル弱という数字があります。ただ、その当時は、入れている状態で1万2,000ベクレルとか、そういうベクレルの濃度が出ていました。ですから、もともとの剪定枝等に付着というんですか。ついでに濃度というのは、かなり前よりは、もともとのものが低くなってきているというのは事実関係があると思いますけども、ですから、それを除けば、3月の段階で約4,000ベクレル前後ですので、全て除いた状況でいけば、同じ濃度の低減からいけば、2,000ベクレルから3,000ベクレルぐらいは期待できるのかなということで、できるだけ剪定枝は入れない。焼却を長期間続ければかなり下がってくると。この間の3月のときは約1か月弱の中での実証ですので、そういう形でいけば3,000ベクレル弱、場合によっては2,000ベクレルも切れるということを期待はしております。

中川英孝議長

もう少し明快にしたいんですけど、別処分をする判断をどこで行うかなんですよ。そういうことですね。別処分はどういう判断で決定するんだということなんです。つまり、これだけの費用がかかるわけですから、処分してもしなくても、要するに、そのベクレルが下がらないということであれば、同じ結果になるわけでしょう。そういうことですね。ですから、この辺をちょっと明快にしてください。

廃棄物対策課長

ある程度、9月下旬から10月にかけて一時的に実証実験しております。そのときには3,000ベクレル前後、3,000ベクレルを切るとか、そういう数字まで落ちてきている状況があります。ただ、どうしても、今、剪定枝等がたまって処分せざるを得ないということで、和名ヶ谷クリーンセンターとクリーンセンターのほうへまたやむを得ず焼却しているというのが現状でございますので、かなり実証的には、剪定枝を入れなければ3,000ベクレルぐらゐの数字まで落ちてくるというのはある程度確認はできております。

中川英孝議長

でも、その3,000ベクレルじゃだめだという話もあるわけだし。

廃棄物対策課長

ですから、それは短期間の中でやった中で3,000ベクレルですので、それがある程度、1か月なり2か月という形でいけば、もっと下がってくるだろうと。

中川英孝議長

今、松戸市、我々がやりたいのは、一番いいのは現状のままでそこそこ持ちながら低減させていただいて、それで最終処分場に引き受けてもらうのが一番いいわけですよ。一番安いわけですよ。それを何とかできないのかというのが我々の求めるところですから、それができないという判断を、きちっとした判断基準を出してもらわないとなかなか決定しにくいなと、こういう思いがありますから、いずれにいたしましても、今ここではそういう決定はできないだろうから、今後の検証においてそういうことがきちっとできる段階で判断した基準が出てくるならば、この協議会のほうにまず報告を最終的にいただいて、その段階で結論というか、お互いに共有していきたいと思っておりますので、お願いします。

廃棄物対策課長

はい。

環境部長

少し補足させていただきます。今の灰の問題なんですが、私、最初の御挨拶で一筋の光と申し上げたところはまさにここなんですけれど、実は課長も、剪定枝を今の方法で処分させていただければ2,000ベクレルを切れると言いたいんですけど、言う自信までどうしてもないんですね。ただ、間違いなく、多分3,000ベクレル前後にはなるという今実験結果がございます。過去のずっとトータルのごみの放射能レベルから言うと、先ほども3月の結果では4,000ベクレルを超えていたと。全部の剪定枝を排除しても4,000ベクレルを超えていたと。今、排除すると多分2,000ベクレルから3,000ベクレルになると。これがどんどん下がってきておりますので、何とか我々はもう2,000ベクレル以下になるんじゃないかなと期待をしております。ただ、2,000ベクレル以下にならなくても、2,000ベクレル台であってもいいよと。受け入れてもいいよというような処分場も、今いろいろ探した中で、いい感觸の処分場も出てきております。ということで、できるだけ剪定枝につきましては別処分をさせていただきたい。ただ、全てを別処分するのではなくて、例えば、今、和名ヶ谷クリーンセンターの飛灰の濃度が大体1,500ベクレルとかそういうレベルです。和名ヶ谷で少しずつ実は燃やしています。2,000ベクレルを超えない範囲で燃やしています。そうすれば受けてくれますから。当然、そのまま出すよりも灰にしたほうが経費が安いですから、そういう努力もしておりますので、その辺、まだ自信を持って2,000ベクレル切れるというのを言えない部分がちょっと悔しいんですけど、そういうことで御理解いただければ。

③クリーンセンター焼却灰の保管管理

中川英孝議長

では、次に移ります。

3点目のクリーンセンター焼却灰の保管管理についてを議題といたします。

クリーンセンター所長

クリーンセンターの焼却灰の保管管理について、今後の方針について御説明させていただきます。

クリーンセンターにおきまして飛灰の保管をしておりますが、指定廃棄物の保管に関するガイドラインに従い、雨水の侵入や飛散、流出の防止対策をとった形で現在保管しております。また、公園、道路側におきましては、周辺環境に支障が生じないよう安全・安心確保のため、コンクリート保管庫で囲む方法もとっております。

しかしながら、安全対策が不十分との御意見もあることから、クリーンセンターの稼働に支障を来さないためにも、クリーンセンター場内での焼却灰保管に係る対応として、さらなる安全保管、周辺の住民の方の安心として建物の建築を検討しております。現時点では具体的な建屋の構造等は決まっておりますが、新年度での建設を目指し検討を進めておるところです。

このことから、まず建物の建設に当たり、作業ヤードのスペース、現在置いておりますスペースがかなりきつくなっておりますので、そこに隣接していますクリーンセンターの今現在の駐車場に隣接しています植栽の撤去・整地を行いたく、要する経費をまた12月補正予算において予算措置をいただきたく、その形で焼却灰のさらなる安全管理を進めたいと思っております。

敷地の植栽の撤去・整地の予定箇所ですが、資料の3ページ、こちらのほうなんです。その上段がクリーンセンターの位置図になっておりまして、赤で塗ったところが植栽伐採の位置になります。その赤の部分の下のところの棒線になっているのが今駐車場で、その部分を拡大したところが、下の「H25飛灰保管配置図」になっております。こちらがこういう形での植栽の伐採をし、約888平米を撤去する予定にしております。

また、建物の建設なんです。現在、焼却灰の保管所である駐車場、3ページの下の方なんです。ここの分につきまして、植栽を撤去する以下のところにつきまして建物を建てるような計画を、現在検討を進めておるところです。

現在の焼却灰の保管状況につきましては、次の4ページ、ここは下のA工区、B工区、C工区と書いてあるところの図が写真になったところでございます。

以上、こういう形で、今後クリーンセンターの焼却灰の保管をやっていきたくと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【質 疑】

宇津野史行議員

建屋の建設ということなのですが、建築物になっちゃうんだ、何だかんだとか前回言って、ボックスカルバートだと建築物なのでどうこうなんていう話があったじゃないですか。そのあたりの議論と今回の建屋の建設というのは、どういう整理が行われるのでしょうか。

クリーンセンター所長

昨年度につきましては、平成27年3月に、当然国が持っている最終処分場という話もございましたし、我々としてもできるだけ強固なものを建てて、永遠に置くというような形の誤解を生まないような形での検討をしてみました。しかし、今現在で、やはりほかのところからブルーシートがまだ見えるよとかそういうお話もありますので、雨風をしのぐような建物につきましては、今、建築のほうとの相談を重ねながらやっていこうという形で思っております。いずれにしても、今の状況より改善する状況をやはり考えないと、付近の皆様にもっと心配を与えることは避けたいと思っておりますので、その形で対処していきたいというふうに思っております。

宇津野史行議員

建築物になるんですね。

クリーンセンター所長

今度は建築物を建てたいと思っております。

宇津野史行議員

飛灰の低減対策と同時並行でやっていくことになるわけですが、逆にまた、手賀沼のほうに持っていったら幾つかのフレコンバッグもあるわけで、それも持って帰ってこなきゃいけない時期というのはいずれ出てくると。そういった先々のこともある程度見越した上での建物の大きさになるのかなというふうに思うんですけども、容量みたいなものというのは何か、ある程度想定しているものがあるのかどうか。今ここにあって、これがこの数字でお示しいただいたくらいの量があって、全体の容量としてはどれぐらいの建物を建てるようなことを考えていますというのが、もし今あるようであればお聞かせください。

クリーンセンター所長

建物につきましては、建築物ということで今検討しているところなのですが、手賀沼のほうにあるものにつきましても、本来は手賀沼のほうから最終処分場に出すというのが我々の希望でございます。ですから、今現在の最終処分場に持ち出せる指定廃

棄物につきましては、うちからも出せる、手賀沼のほうからも、そちらのほうから最終処分場に出せるということで考えています。ただし、先ほどの対策によって低減されれば現状の確保というものもございまして、最低でも現状のものにつきましては、しまえるような形が望ましいとは思っております。ただ、そういう形で灰を置いてありますことから、どのぐらいのレベルの品物がしまえるかは、できるだけ多くという形では言っておりますが、今現状で確定はできておりません。申しわけないんですが、そういう形になります。

宇津野史行議員

ありがとうございました。最後にしたいと思っておりますが、前回、建築物を建てるとか言ったような議論をしたときに、現状置いてあるものが邪魔なんですみたいな話になったんですね。建屋を建てるので、それが建て終わるまで手賀沼に置かせてもらって、建てたらすぐ期限を待たずにまた持って帰ってきますみたいな、そんなことを言っても、向こうに一時的に短期間でも置かせてもらおう。その間に建屋をつくる。そんな話も何か議論した覚えがあるんですけど、現状置いてあるものが建屋をつくる上で邪魔になるのかなと思うんですけど、そのあたりはどうですか。

クリーンセンター所長

それで、今の植栽を切るというお話をさせていただきましたが、今の置いてあるままでは当然建ちませんので、一時退避場所としての使用ができるように、もうその植栽の場所を考えたいと思ひましての、植栽の伐採でございます。ですから、現状のまま建物建てることはもう絶対にできないという状況ですので、今のものを一時退避してでも建てて、安心を求めたいというような形で、住民の皆様の、松戸市民の住民の安心を高めたいということからも、そこをやればなというふうに思っております。

宇津野史行議員

わかりました。ありがとうございました。

二階堂剛議員

今の建物もそうなんですが、先ほどの剪定枝の費用が補正で出ますよね。それは、国のというか、補助とかそういうのはどういうふうになっているんですかね。東電のほうは、いろいろの間賠償請求を出してもなかなか返事がないので、どんどん市の財政負担が増えているんですけど、こういう建屋とか、今度の別処理を行った場合の国とかの補助はどの程度出るのか。

廃棄物対策課長

剪定枝の処分、建屋の関係につきましては、環境省のほうには今投げかけはしております。ただ、これは全てつきますよということはまだ回答はいただいていないという状況でございます。いずれにしても、環境省の補助が難しいということであれば、放射能関係での必要経費ということであれば、これは東電のほうへの請求ということになるかと思えます。

中川英孝議長

ニュアンス的に補助金の可能性なんてあるのかね。

廃棄物対策課長

建物のほうについて、指定廃棄物を保管するというので、今ここに写真でお示したコンクリート製のボックスについては国のほうの補助で対応してございますので、それをまた上回るものをどこまで認めていただけるかというのもありますので、その辺は今ちょっと詰めさせていただいています。

二階堂剛議員

今のところ具体的な基準とかそういうのはないわけですね。これから協議の中で、もらえるかももらえないか。

廃棄物対策課長

そうですね。今まで補助の基準等があるものについては当然問題ないんですけども、その都度その都度、いろいろなケース・バイ・ケースのものがありますので、それについては環境省のほうに照会をして、その都度対応を何とかお願いをしたいということでございます。

クリーンセンター所長

建物について、コンクリートボックスにつきましては、これは指定廃棄物ですから国の委託に基づいて行っているという形で、今、国のほうの国庫補助金がついています。ほかの市町村、流山市、柏市につきましても、そういう建物を建てたときに事前協議をして、指定廃棄物を格納する場合につきましては、どこの市町村もついておりますので、指定廃棄物の分ということになりますと、多分つくのではないかとすることは予想されます。

中川英孝議長

補助率はどれくらい。

クリーンセンター所長

指定廃棄物につきましては、今100パーセントついております。ただ、今回指定廃棄物じゃないものをもししまうと、それはまた違うというふうに言われる可能性は当然ありますが、今、指定廃棄物につきましては多分大丈夫だということでございます。

二階堂剛議員

わかりました。ただ、前回コンクリートのものをもらっていて、またそれを保管する場合、二重でもらえるのはよくわからないんですけど。

クリーンセンター所長

先ほどから申しますように、さらに安心をということと、やはり覆うという形をとらないと、コンクリートにつきましては、遮蔽の効果を上げるという形での要求をしてまいりましたので、今後は上の屋根とか、そこら辺のイメージも併せた建物ということを考えておりますので、それでちょっと環境省とは協議したいというふうには思っております。

二階堂剛議員

わかりました。

杉山由祥議員

これは他市の状況になっちゃうんですけど、新聞報道で先週の小さい記事ですね。いわゆる手賀沼の一時保管施設の部分で、かなり住民との協議が別な方向で進んでいるというような記事を見たんですね。その状況と、今回こっちに建屋を建てるということになったときに、あっちにも建屋を建てるという話が、何かどうも進みつつあるというような記事だったんですよ。ただ、問題は幾つかあって、あちはあちで建てたとして、建てた後に松戸市の部分を入れ続けてくれるのか。もしくは新しく受け入れてくれるのかという問題が一つと、それはそれとしてもう期限が切れているから、それはそれで戻ってきちゃうのかというのがまず一点。その容量をこの建屋の中でどう考えているのがまず一つの問題だと思うんですね。

もう一つは、保管方法が、実は松戸市の場合は、灰をフレコンバッグに入れているわけですよ、ここに。何かその記事だけでしか見ていないので何とも言えないんですが、その条件の一つに、いわゆるドラム缶の中に入れて固化して、それをコンクリート建屋の中に入れるのであれば、住民のほうとしては妥協案として受け入れる可能性がありますよみたいな書き方だったんです。その辺の状況を教えていただいているんですか。

廃棄物対策課長

今、杉山由祥議員おっしゃられた新聞記事、報道につきましては、私も見ました。

それにつきましては、我孫子市の住民の皆様があそこの箇所のご公害調停の中で提案されたこと。中身につきましては、今、手賀沼のほうの建物についてはテントを張ってございます。その中にフレコンバッグで、松戸市を含め関係市の焼却灰を保管していること。その保管の形態を、今までフレコンバッグに入れた灰をドラム缶に詰め直すというんですか。詰めて、さらにコンクリートボックスに二重にして手賀沼のほうへ保管してほしいというような趣旨の要望が出されたということで、あくまでも私も新聞記事の範疇ですので、手賀沼のほうの建物をいじるということではなくて、その中に置いてあるものの保管方法を、今のフレコンだけではなくて、フレコンをそのままドラム缶に入れるのか、中身をドラム缶へ詰め直すのか詳細はわかりませんが、要するにドラム缶詰めにして、さらにその外にコンクリートボックスというか、コンクリートのものを中へ入れること。それで手賀沼のテントの中へ保管するという趣旨での要請だと。ですから、手賀沼の建物を建て替えることかということではないということですよ。

あと、もう一点……。

杉山由祥議員

詰め替える方法が違うわけですよ。今の現実のコンクリートボックスに入れてドラム缶に入れてというやり方は、多分柏市がやっているやり方なんですよ。

廃棄物対策課長

はい。今、柏市の清掃工場の脇に保管しているものにつきましては、当初、灰自体をドラム缶詰めにして、それをコンクリートの大きなボックスカルバートを施設内に設置をして、その中に並べて詰めているという状況ですので、当初、柏市はそういう形で保管をしていたこと。それ以後はフレコンバッグに詰めて、手賀沼の一時保管施設へ搬入していること。松戸市と同様の形です。

クリーンセンター所長

今の保管の関係、フレコンバッグとドラム缶の関係について補足させていただきたいと思います。

国のほうの指定につきましては、ガイドラインに沿ってですから、フレコンバッグでもドラム缶でもよろしいという形になっています。柏市のほうは、当初地下にしまうという形がございましたので、どうしても200キログラムですか。小さいドラム缶について入れるという形でされておりました。松戸市につきましては、フレコンバッグにつきましても、要するにガイドラインでは可ということになっておりますので、フレコンバッグのほうが取り扱いが簡単な形になります。ドラム缶をこういうふうに、要するにつかまえて動かすようなフォークリフトとか、そこら辺が松戸市にないものから、そこら辺の関係も考えましてフレコンバッグにさせていただいて

た経緯がございます。フレコンバッグで今600キロというような形での飛灰を入れられるような形でやっております、県に対しましても、最初の県の協定書のときにフレコンバッグで搬入ということが決まっておりますので、協定書どおりに持っているという次第でございます。

杉山由祥議員

ということは、ガイドライン云々をやっただけじゃなくて、現実問題としてこの話が進んだときに、また新たに詰め直しというのは必要になってきちゃうんじゃないですかね。その分の予算というのはまた必要になってくるような気がするんですけど、その辺の状況、その記事だけ見ていると、手賀沼の住民側からそういう妥協案があったところを一回県が拒否したのを、またさらに県が乗りますよというような形で戻したという記事の内容だったんで、何かそのまま進むんじゃないかなという気がしているんですね。何かテントをそのままという話だったんですけど、どうもそのテント自体も住民の人たちはあまり好ましく思っていないというか、いわゆるそれが台風が来たときにどうなるんだとか、竜巻が来たときにどうなるというので、少し意見の相違があるのでということまでしかわかっていないんですね。ただ、いずれにしても、今フレコンバッグであっちに入れちゃっているわけですね。こっちに戻ってきたときに、もしくはそのまま置き続けてくれるということになったときに、それは新しい費用負担が発生すると思うんですけど、どうなんですか。

廃棄物対策課長

手賀沼へ今保管してあるものにつきましては、県のほうで対応していただくという前提がございます。先にドラム缶詰めの前に、やはり県のほうで、あそこの安全対策ということの一つの中で、フレコンバッグ、今こういう状態で、ただ縛ってある状態です。それが浸水したときの対応として、水が侵入しちゃうといろいろな問題があるということの中で、フレコンバッグ自体にのりづけというんですか。封印をして、水が入らないような対策をとるということで、8月に対応を県のほうで発表していただきました。それで、今、順次進めていると。準備が整い次第始めるということで、まず第一弾やっています。今、杉山由祥議員言われたドラム缶詰め提案が住民の方からあって、県のほうは一旦拒否はしたけれども、調停議員のほうから再度検討しなさいよということで投げられたということまでしか新聞報道等の中で理解していないんですけども、その後、県のほうで、現実的にどういう対応をするのか、経費も含めて、県がやるのか、市がやるのかも含めて、まだ具体的話は私ども伺っていない状態ですので、やるにしてもかなり今の状態、フレコンバッグは一つ600キロ入っていますので、600キロのものを、ドラム缶というのは200キロぐらいしか入りませんので、あれは今もうかちかちに固まっている状態です。それを砕いてドラム缶詰めする

というのはかなり、物が物ですから、危険性も伴いますので、その辺の技術的なものも含めて、可能性があるのかどうか。それはちょっと今県のほうでも検討をいただいているのかなということでは理解していますけれども。

杉山由祥議員

わかりました。

中川英孝議長

今の話の続きなんですけども、明快に回答がなかったんですけども、つまり、県の最終処分場であって、今後、あくまでも期間限定ではあるけれども、今のような判断基準、あるいは包装基準、要するに何か基準をつくれば、永久にある程度時間を置いてもいいよということについては、またそれはきちっとした形ではないわけでしょう。

廃棄物対策課長

ありません。

中川英孝議長

あくまでもそれは期間限定ですよ。期間限定で必ず持って帰ってくれと、これが前提条件ですよ。できれば、引き続き、そういう形で保管させていただくならば、完全に何か基準ができて、これだったら絶対大丈夫だというのであれば、そこへ置かせてもらえるということができるならば、いろいろ議論としてはいいことだなというふうに思うんですけど、いずれにしても、わかりました。

原裕二議員

先ほど補助金の件がいろいろ建屋についてあったんですけど、そこを確認したいんですけど、指定廃棄物については、これは放射能濃度で指定廃棄物になったりならなかったりという、そういう基準みたいなものがあるんですか。例えば、8,000ベクレルを超えると指定廃棄物になるのか。8,000ベクレル以下だと指定廃棄物にならない。ということは、今回建屋を建てた場合に、8,000ベクレル以下のものも置いてあるわけですよ。その部分は補助金がもらえないということになるわけですか。

クリーンセンター所長

先ほど申しましたように、補助金がもらえない可能性、国からの補助金は当然指定廃棄物についての委託を受けているわけですから、国は多分そう言うてくる可能性はあります。ただし、できるだけ指定廃棄物も含めて今出せない状況なので、できればという話はしたいと思っておりますが、そういう形で国との話し合いがどうなるかはちょっと不明です。

多分、財政課に言わせると多分だめみたいなイメージを持ちますので、ただ、東電とかにはその請求は当然していくつもりでおります。

原裕二議員

それで今、大体1,700袋弱ぐらいフレコンがあるんですけども、これのうち、いわゆる指定廃棄物の部分というのは、数としてはどのぐらいなんですか。

クリーンセンター所長

9月30日現在で1,666袋ですね。このうち特定一般廃棄物、今、8,000ベクレル以下になるもののほうが少ないものですから、そちらのほうが今145袋。これが86.52トンで、1,010.66トンが全体量ですので、割合的には1割ぐらいが、私どものほうは特定の今の廃棄物です。ただし、これは9月30日現在ですから、これからは、逆に言いますと、特定一般廃棄物のほうが増えてくる可能性は当然高いことになります。

原裕二議員

なるほど。今建てるとして、今の量だけで考えて建屋を建てた場合は、9割ぐらいは要するに補助が出るということですね。

クリーンセンター所長

そうです。そうは思っております。

原裕二議員

はい、わかりました。

宇津野史行議員

今に関連しますが、約1割ぐらいが8,000ベクレル以下ですよ。国が最終処分場をつくったときに、この1割というのは持っていってもらえないですよ。これってどうするんですか。

廃棄物対策課長

先ほども申し上げましたとおり、8,000ベクレルの線が引かれて、8,000ベクレル以下については各排出者が処分をするという基準になっております。前々から国の最終処分場をつくるという関係で首長会議等も開かれております。その中でも、8,000ベクレルを切ったもので、現時点で最終処分をいただけないもの、受け入れていただけないものについても、国のほうへ、それで何とか同様の形での処分もお願い

いをしたいという要望もさせていただいています。

ですから、現時点では国のほうについては8,000ベクレル以上、要するに、指定廃棄物のみの処分は国が担うと。それ以下は各市町村が担うという形の線引きは今も現状のままですので、今後、最終処分場、要するに最終処分を含めて、8,000ベクレル以下をいかに引き受けていただけるかというのも課題ではありますが、現状では当面処分ができるまで国に受け入れていただけるということであれば、それはそれでいいんですけども、そういう今の8,000ベクレルという線引きがある以上は、当面は処分できない。だから、保管はしていかななくてはいけないという状況にあると思います。

宇津野史行議員

そうすると、いろいろ実証実験をしていただいて、ほかの最終処分場に持っていける数字まで下がるということであれば、幸いなことに持っていけるであろうと。ただ、実証実験の過程で生まれる8,000ベクレル以下で、なおかつ最終処分場に持っていけないものがこれから増え続けると、国が最終処分場をつくったとしても、これを持っていってもらえない中途半端なものがたくさん増えてくる。このあたり、逆にもう何かどンドン8,000ベクレル以上の灰でもつくっていくというようなことだって…。

中川英孝議長

困ったことだよ。

宇津野史行議員

どっちもどっちで難しいですよ。わかりました。

城所正美議員

今、8,000ベクレル以下のことがいろいろ出たんですけど、この間、放射能対策についての展示会にちょっと行ってまいりまして、よくよく各メーカーとか、ゼネコンとかのお話を聞くと、放射線のその部分をなくすことはもう不可能だと。いかにして分離して、水分に付着させるとか、いろんなそういう分離していくのかというのが出ていたんですけども、この8,000ベクレル以下のことに関して、そういうようないろんなことでいろいろ研究というか、そういうのをしていかなきゃいけないなと思っているんですけども、その辺はどう考えているんでしょうか。

廃棄物対策課長

松戸市だけで具体の研究というのは非常に厳しいものがございます。環境省のほうでも、いろんな形で低減に資するものというのは、ある程度情報提供というのはいただいているというか、オープンになっている部分もございます。ただ、これをやれば

間違いなく、先ほど議員が言ったとおり、放射線自体はなくならないですから、当然焼却するなり何なりすれば凝縮すると。濃度が高くなると。じゃあ、それを水なり何かほかの物質というんですかね。それに付着させて希釈化というんですか。ということをするれば可能性もあるというのはありますけども、なかなか松戸市の今の現状だけで、それをすぐやれるというところではない状況にはございます。ですから、ちょっと答えになっているか、なっていないかわからないんですけども、松戸市だけでいろんな研究をしてやれるというのは、今のところ非常に難しい状況でございます。

城所正美議員

松戸市だけでやるというか、東葛、皆さんが協力し合ってやらなきゃいけないんでしょうけど、今出ているのは、大概是福島の中の状況でいかにして分離させて、圧縮させるかと。圧縮して保管場所をつくっていくかということを取り上げているんですね。そういうものもひとつ頭の隅に入れて、やはりそういう技術も、そういうような部分では取り入れていかなきゃいけない部分が、保管場所に常に困ることですから、検討していただきたいと思います。

(2) 原発事故・子ども被災者支援法について

中川英孝議長

それでは、議題2点目に入ります。

2点目につきましては、原発事故・子ども被災者支援法についてを議題といたします。

放射能対策課長

原発事故・子ども被災者支援法につきまして動きがありましたので、資料5ページにより御報告いたします。

2の本法律についての経過等についてですが、9月11日までの状況につきましては、前回9月11日の本協議会において御説明させていただいたところです。その後、10月3日に県内9市長連名で復興庁に要望書を提出いたしました。要望項目につきましては、資料10月3日のところの記載の4点でございます。その後、10月11日に閣議決定し、基本方針が確定しております。

3といたしまして、基本方針の主な内容についてですが、支援対象地域につきましては、福島県内の33市町村が指定されております。また施策ごとの趣旨目的に応じて、準支援対象地域を設けるということが大きな点となっております。千葉県はこの施策ごとの準支援対象地域に入ってくる見通しということですので。

4といたしまして、この基本方針を受けての県内9市の今後の方向性についてですが、必要な施策内容は今後、既に出ているものもあるんですが、各省庁から出てくるという予定でありまして、施策の動向を見ながら、今後の働きかけ等についてもさらに検討していく考えです。

【質 疑】

二階堂剛議員

僕も被災者支援法の関係については、パブコメについて、ここでも市のほうのどういふ考えかというのを、当初の法律としては1ミリというのが今度20ミリシーベルトになってしまっていて、法は本当は国会で決めたものに、官僚というか、省庁のほうで勝手に20ミリシーベルトと決めたのがどうなるかという議論もあって、私も疑問に思うところがあるんですけども、先ほど施策後との趣旨目的、基本方針の主な内容のところの準支援対象地域に千葉県が入ってくるというふうに言い切っているけど、その辺の見通しは確実なんですか。

放射能対策課長

これにつきましては、説明会等に行っておりまして、今のところ、9市の自治体の職員が直接復興庁に質問しておりまして、恐らく必要な施策は準支援として入るだろうという質問・回答の情報でございます。

二階堂剛議員

そうすると、具体的な支援対象、これはまだ具体的に実施されていないからどうなるかというのはこれからのいろいろ、閣議決定はされても、これから具体的にになっていくからちょっと見通しが立たないところがありますけど、その9市の要望として出したものがその中に盛り込まれるのかどうか。とりわけ、将来の健康不安ということで、子どもたちの健康問題ということで、ここでも随分、この間議論になっていきますけど、そういった施策に対する盛り込みも見通しがあるというふうに思われているわけですか。

放射能対策課長

千葉県の特徴としましては、子供たちの将来の健康を心配している母親たちの声が非常に強いということが特徴でございます。こういった内容につきましては、復興庁のほうへも考えは届いております、要望書提出時の対談等でも直接伝えてもおります。ということで、考えは伝わっていると思われまますので、今後、どういう施策が出てくるか。これはこれから出てくるものを見て、不足があれば、さらに強く求めていくということで、9市としては考えが統一しているところです。

二階堂剛議員

最初に出した国のパブコメも含めてそうですけど、どうしても受け身的、出されたらそれに対して何か言っていくというのが、この間の取り組みにも感じるので、もう少し具体的に、この間、健康診査の問題とかいろいろ出ましたよね。そういうのをもっと具体的にこういうふうにしてほしいんだというのをどんどん出していかないと、出たからそれに対してこうしていく。さっき20ミリシーベルトじゃなくて、本来は

1ミリシーベルトということで、そういうことだから、市内も除染も全部やってきたわけでしょう。国は20ミリシーベルトだというふうに限定しちゃって、補償もそれ以上出さないとか、その場になきゃだめだとかと、どんどん狭くしてきているわけだから、もっと具体的に松戸市で、あるいは9市で議論して、こういうものがほしいんだということを出していかないと、向こうがつくってから、いや、もうこれはできちゃったんだと終わっちゃうかもしれないし、新たにそれを取り入れてくれるという可能性があるかどうかもわからないので、もう少しその辺を、今後検討していくというふうに書いてあるんですけど、具体的なそういう取り組みをしたほうがいいと思うんですけど、やっぱり様子見という感じなんですかね。

放射能対策課長

この基本方針につきましては、いろいろとこれまでも申し入れなど行ってきたわけなんですが、閣議決定ということで決定したものですので、現在は様子を見ざるを得ないというふうには考えております。

二階堂剛議員

だから、決定はしようがないですね。国がこれから出すということですからね。提案をするという、これから具体的に詰めてもっとなっていくんだから、その中に、こういうのを盛り込んでほしいという要望はできると思うんですよ。閣議としては、基本的なものがこうだというふうな、決めちゃったらそうですけど、それに対してもいろいろ意見が出たり、いろんな団体の方が署名活動したり、今取り組んで、見直してほしいということもどんどん出しているわけですから、当然、関連する自治体としても意見を出して、例えば先ほどの20ミリシーベルトだって、野田市なんかは基本方針どおり、法の趣旨に沿って1ミリシーベルトにしろと出しているわけじゃないですか。松戸市は残念ながら何でやらないんだという話をさんざんしましたけど、そうならなかったけども、そういうことをどんどん言っていないと、待っているだけではだめだと思うんですよ。この間の健康問題、せっかくこの部会もできたんですから、それに沿った内容を松戸市の保護者、あるいは9市の保護者が持っている子供たちの健康不安に対するさまざまな取り組みをしてほしいということで、各学年ごとの健康診断とかいろいろ出ましたよね。それから、エコー検査もしてほしいとか、そういうことも含めてもっと実情を出していかないといけないんだと思うんですけど、ちょっともう一度、そういうことでの考え方はどうなのかなと思うんですけどね。

環境部長

二階堂剛議員からは、前々からいろいろお話をいただいているんですが、この9市の考え方につきましては、たびたび9市が集まっているいろいろな意見をまとめようということでやっておりますが、ただ、9市の中でもやはり考え方の濃度が違う部分がございます。

います。ただ、東葛地域の9市として一応形としてはまとめて今までも来ておりますので、やはりそこに委ねていくのが松戸市としても正解なのかなとは思っているんですが、福島県の20ミリシーベルトという部分と、福島県が地域に指定されたということで、その準支援対象地域になるであろうその東葛地域につきましても、福島県の施策に準じたもの、趣旨に沿って準じたものは対策をとっていくということですので、それはもう福島県の様子を見ていくのがやはり正解なのかなと思うんですが、いずれにしても、必要な要望につきましても、9市合意のもとで今後とも要望してまいりたいと思いますので、ということで御理解いただければと思います。

二階堂剛議員

ここであだこうだ言ってもなかなか前に進まないんですけど、とりあえず9市の協議会というか、今後も検討していきたいと書いてあるので、ぜひその場で、この間いろんな要望があったり、この協議会の中でも議論になっている中身をどんどん松戸市としても出していただいて、何とかこの9市の中で意見として上がるように取り組んでいただきたいと思います。じゃないと、何か待ち姿勢でどんどん、本来、国会で法律で1ミリシーベルト以上ですよということで決めたのにもかかわらず、省庁で勝手に20ミリシーベルトと線引きしていること自体も、法の趣旨からしたって全然違うと思いますので、その辺を含めて、みんな意見が出ていますので、やっぱり私もそういうふうに思うので、行政としても法に沿ってちゃんとやるようにということは取り組んでいっていただきたいなと思います。これは言っておきます。よろしく願いします。

宇津野史行議員

今やりとりがされていましたが、準支援対象地域に、松戸市を含めて東葛並びに9市が含まれるだろうということが、質疑応答の中でやられたよという話が出ました。じゃあ、含まれた際に、どういった施策の対象になってくるのか。含まれたけど、望む施策の対象になってこなきゃしょうがないですし、そもそも含まれるかどうかもわからないんですけども、例えば、新聞報道を見ますと、県外に移り住んだ、避難した人の生活とかというのがなかなか補償されていないのか。県外で健康診断を実施することが盛り込まれていないとか、そういった報道がされていたので、果たして、松戸市が仮に準対象地域になったって、じゃあ、健康診断、市民が求めているそういった健康対策というところが対象のメニューに入ってくるかというのは、非常に望みが薄いなというふうに考えざるを得ない現状ですよ。

その中で、やっぱり大事なのは、二階堂剛議員も先ほど来おっしゃっていたとおり、地域で何をやるか。部長がおっしゃったとおり、地域ごとに、例えば、9市の中でも温度差があるよ、濃度が違うよという話がありました。我孫子市で甲状腺の視触診、それをやられた結果が9月15日の我孫子市の広報に出されて、その視触診、全小中

学生1万五、六百人だか、それぐらいを対象にやられた検査の中で、所見ありというのが十数人出たと。その中で、経過観察が何人、特に問題ないが何人、まだ結果が出ていないのが何人、これが放射能の原因だとは全然断定するものではないものですが、ただ、それをやったことによって非常に早期発見にもつながっているんだと広報あびこに書いてありましたね。「疾病の早期発見もあり、大変有意義であったことから、今後も継続的に実施します」というふうに広報あびこに書いてある。ですから、国がこういう準支援対象地域というふうなことで何かやってくるかもしれないけど、やっぱりそれに過度な期待は当然皆さんもされていないと思いますが、いかに各自治体で先行的に進めていくか。我孫子市では今言ったようなことを進めていく。松戸市でも健康対策会議が設けられて、健康的にそういったものやっけていくべきだというふうに考えています。常々申し上げておりますが。その現状、どういう形で行われているのか、検討がされているのかということ改めて伺いたいと思います。

健康推進課長

前回、この会議でも御報告させていただいたんですけど、まず甲状腺のエコー検査の実施について、まだ内部的には検討させていただいてございます。できれば、今年遅くとも12月末までには、市としての基本的な考え方をこの場でお示しをさせていただきたいと考えてございます。現段階で甲状腺エコー検査をやるやらないというのは、はっきり申し上げさせていただきまして、現段階で決まってはございません。ただ、それは、決してやらないのを前提とかやるのを前提とかということではございません。公平的な観点から総合的に判断をさせていただいて今協議中ということで、この場は御報告させていただきたいと思うんですけど、大きな課題としては、やはり医学的見地からすると、どうも専門家、ドクターからは必要性を見いだすのはなかなか難しい面があるということも常々聞いております。あと、それで当然のことながら、受け入れの医療機関がなかなか市内では見つからないという現状がございまして、それらを総合的に判断して決定させていただきたいと考えてございます。

宇津野史行議員

年内ですかね。基本的な考え方を示すことを考えているというのは非常に、いつまで待てばいいんだろうという部分では、おしりを示していただいたのは積極的だったと思って、ありがとうございます。医学的見地からはドクターは必要性を見いだしていないというのは多分、医師会なりとかと話した結果なんだろうなと思いますが、一方で、やっぱり市民の皆さんが健康面について不安を感じているというのは、市のほうも9市の連名で出しているもので認識は一緒なわけじゃないですか。ですから、ドクターが必要ないということと、市民が不安を覚えているということと、どっちを市は重きを置くかということだと思っておりますよ。それで、受け入れの機関も市内では見つからない。今のところまだ見つかっていませよという話だけど、じゃあ別に市外だっ

ていいじゃないですか。松戸市は、ホールボディーカウンターは全部市外ですよ。ですから、やっぱりそういった市民にとって何が必要なのかというところはきちっと考えていただいた上で結論を出していただきたいというふうに思っていますので、これは鋭意期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(3) 住宅除染進捗状況報告

中川英孝議長

次、3点目の議題に移ります。

住宅除染進捗状況について御報告をいただきます。

放射能対策課長

住宅除染進捗状況報告につきまして、資料6ページにより御報告いたします。

1といたしまして、住宅除染進捗状況、平成24年受け付け分ですが、受け付け件数1万3,267件、測定件数1万3,037件。このうち、0.23マイクロシーベルト以上の箇所があった除染対象件数が6,921件。10月18日現在の除染実施件数は6,303件で、91.1%となっております。除染実施状況につきましては、(5)の表のとおりです。

2の住宅除染追加受付状況、これは平成25年度受け付け分ですが、こちらは24年度に申し込みができなかった方などを対象とし、今年の7月から追加受け付けとして行ったものですが、受け付け件数は688件となっております。

3番でございますが、住宅以外の民有地受け付け状況です。こちらは商業施設や工業施設などの主に事業所などを対象とし、今年の9月から広報まつどや商工会議所機関紙などで御案内しておりますが、現在までのところ、受け付け件数は1件となっております。

【質 疑】

宇津野史行議員

3番の住宅以外の民有地除染受け付け状況ということなんですが、これはどこの誰さんちというわけにはいかないでしょうけど、どういう施設ですか。例えば、民間の子どもの施設なのか、いや、工場なのかとか、そういう性質だけ。

放射能対策課長

この1件というのはお寺です。

宇津野史行議員

1件というのは、お寺というのは何件もあるわけですから、そういった意味で随分少ないなというふうに思っているんですが、何ていうか、必要があるところでも、手を挙げていないところがあると思うんですね。必要があっても手を挙げていない所有者の認識次第で手を挙げていないところがある、非常に何ていうか、政策的には残念な感じなので、必要だと思われるところが手を挙げてもらえるような対策とい

うのはないものなんですかね。

中川英孝議長

何を言いたいんですか。わからないよ。もう一度。

宇津野史行議員

要は、数値が基準を超えている場所でも、所有者がこれに気づかなかつたりすれば、除染はしようがないわけで、手を挙げてくれないわけじゃないですか。

環境部長

宇津野史行議員のおっしゃること、十分理解できます。というのは、私はこの報告を放射能対策課長から受けたときに、これは絶対この場で言われるよと、指摘されるよと。何で1件しかないんだと。広報の仕方が悪いんじゃないかと申し上げました、課長には。ところが、いろいろ聞きますと、いろいろなさまざまな対策は打っております。広報という意味では。ところが、結果として1件しか来なかったと。後で課長から説明させてもいいんですが、例を挙げるといろんなことをやっております。ただ、結果として1件だということで、しようがないのかなと。どういう意味合いでというか、手が挙がらないのかというのはわかりませんが、できるだけの広報はしております。

宇津野史行議員

広報がよくないとか、いいとかという話は一つのあらわれなので、私が心配しているのは、本当に必要な場所なのに手を挙げてくれないというところに積極的に何か本当は出ていってもいいんじゃないかというふうに思うんですけどね。

城所正美議員

必要な場所というのはどこにあるんですか。

宇津野史行議員

いや、それはわからないんですけどもね。何て言ったらいいのか。例えば、福島県に住んでいるものすごい汚染地域にもかかわらず、全然大丈夫、手も挙げませんという人がいたら、いや、ちょっと危ないんじゃないですかって、お節介でもいいから声をかけてあげるとするのが本当はその人のためなんだろうと思うんですよね。

放射能対策課長

これは一番始まりの方法に戻ってしまうんですが、松戸市全体の空間線量を1ミリシーベルト以下に下げるということを目標に除染実施計画を行っております。それで、住宅にしても、住宅以外の事業所にしても、全部の私有地に立ち入り権がありません。

ですから、募集をしていただいて、測りに行くという方法をとっております。ということで、こういったやり方になっているわけなんですけど、もう少し、今回の事業所の広報について御説明を追加いたしますと、9月に広報まつどで出した後、商工会議所日より、「ブリッジ」という名称ですが、そこに掲載していただきまして、その後、商工会議所のカウンターにチラシを置かせていただいたり、商工会議所の役員の方の集まりのときに、資料に差し込んでいただいたりといったことを行っております。また、11月にも商工会議所で工業会の環境部門の集まりがありまして、そこに私も行きまして、松戸市からの連絡ということで、さらにお知らせする予定でございます。

当初は、初期のころはそういった説明のとき、工業会の方々から、従業員を背負っているので除染はどうなっているんだという質問が実際初期のころは受けていたんですけど、ここに来て、実際に募集をかけると、工業会、商工業関係につきましては1件も来ていないというのが状況であります。

宇津野史行議員

うまく表現できないので何とも言えなんですけど、ある意味、半公共的な、例えば店舗とかスーパーとかショッピングセンターとか、工業団地は従業員が入るだけなんですけど、半公共的なそういう空間、お寺とかだつてふらっと立ち寄って、半公共的なような空間のイメージが強いものですから、何か普通の民間住宅よりも多くの人踏み込む場所なんだから、もう少し何か積極的に測定なり除染なりがあってもいいのかなというふうに思ったものですから、うまく表現できなくて伝え切れませんでしたけど、そういうような思いがありました。

二階堂剛議員

除染の関係ですけど、ちょうど私の住んでいるところが今やっけていただいているところで、昨年7月に最初に早々に管理組合で申し込んで、年明けの1月の半ばごろに測定に来て、ちょっと一緒に、三日ぐらいかかったのかな。うちの団地、480戸の分譲で1万2,000坪ぐらいありますから、かなり広範囲のところをはかって、それで今やっけていますけど、15日から来月の15日まで約1か月かかるということで作業をずっと見ているんですけど、みんなも改めて結構広範囲なんだなというのはびっくりしたんですけど、主だったところは、結局木があつたりして、その木の下に芝生、それから雨どいがあるところの周りとか、そういう遮蔽物があつて、そこにもつくし、雨が降ってまた下にたまつたりして、そういうところが随分多くて、芝生がもうほとんど虎刈りです。「深刈り」と書いてあるんですけど、今はまだきれいに芝がなっているところを、うちの裏なんか3分の1ぐらい深く掘っているから、みんなが虎刈りになっているってかなり、あれはどうするんだという逆の意見もあるので、その補償、復旧というのは全く予定はないんですよ、結局。

それと、作業をやっている人たちの、戸建ての住宅だったらそんなことないんでし

ようけど、うちの広いところに何か勝手にやっている人がいて、しかも、その処理が、虎刈りみたいになっているから、誰がやっているんだという話に結構なって、最初みんな気がつかなかったんだけど、その業者の人なんで、例えば腕章をすとか、何かそういう、今除染中とか、何かその辺がはっきりしないものですから、戸建てのところなら1軒1軒わかるからいいですけど、かなり広範囲のところをやるときは、ちょっとそういう指導もしないと、何か服装も普通の格好でやっているものだから、一見すると、勝手に誰かやっているみたいに、うちのほうの事務所のほうに、管理組合のほうに苦情が来たりして、見に行ったら、いや、実はという話になったりもしているものですから、その辺の指導の仕方というか、深刈りが虎刈りみたいになっていて、そうなる……。

放射能対策課長

この除染事業はあくまでも線量を下げるとのことなので、例えば芝生をはがしてもその後の復旧はしません。それで、今おっしゃった虎刈り、深刈りを行っているわけなんですけど、これについては根を残して深刈りするというので、また出てくるとは思うんですけど、あくまでも線量を見ながらやっていますので、ここまでの作業をやった線量が0.23マイクロシーベルト以下に下がったということで、そこまでの作業になっているはずですよ。

それで、現状として虎刈りになっているという状態、恐らくきれいにはなっていくと思うんですけど、こういったことも事前説明は十分に行っております。現地で責任者と、集合住宅の場合は窓口になる方とまずは説明をさせていただいて、こうなることも予想して了承していただいております。

あと、非常に多くの業者が入っております。いろいろな現場に入っておりますので、服装など多少差があるケースがあると思うんですけど、作業に入る方には、松戸市が発行した身分証明書をつけさせております。恐らくそういったことで確認はできるはずだと思うんですけど、一応状況としてはそういった状況で行っております。

二階堂剛議員

個別の事案をあまりいろいろ言う気はないんですけど、ものすごくその辺を徹底しないと、多分身分証明書はつけていなかったんですね。私も、だから見たときに、何でだろうと聞いたら、いや、松戸市から頼まれたというので、ああ、そうなんだという感じで、だから、つけていけば私もわかったんですけど、だから、その辺はどういうふうになっているのか。今のお話と違った点もありますけど、その辺で少し、期間がちょっとかかったのは、さっき言いましたように、7月にお願いして、1月に測定して、10月ですから、もう1年半以上もかかっているわけですよ。震災が起きてから2年、結局、その間ずっとそのまま高い線量のところがあったわけだから、やっぱりそういうのは一回、例えば測ったら、この辺は危ないですよとか、こうやっ

てもらおうとか、そういうのがあったほうがよかったんじゃないか。結構、芝生だから、小さい子たちが遊んでいたりで、わからなかったところもあるので、ここまで来てちょっと、高いところはちゃんと立入禁止みたいにしたほうがよかったねなんて声も出るぐらいなんで、その辺少し市のほうの、ほぼ終わりに近づいちゃっていて残念だったんですけど、指導の仕方をもう一度していただきたいなと思います。

放射能対策課長

すみません、先ほど身分証明書をつけているということをお話ししてしまったんですが、携帯させているということで、作業に影響する場合は、ポケットに入れておいたりとか、そういったケースはあるようです。ですから、今のお話は承りました。善処します。

(4) その他

中川英孝議長

それでは、その他に入ります。まず、執行部のほうから報告をいただきます。よろしく申し上げます。

廃棄物対策課長

その他でございますけれども、1枚ものの資料をもとに概要の説明をさせていただきます。

放射能焼却灰の関係で、二つの団体から市長あて質問書及び意見交換会の開催の要請書が提出されてございます。この対応等につきまして改めて御報告をさせていただきます。

なお、この1枚ものの資料でございますけれども、記載内容につきましては、質問書、要請書の内容を抜粋して記載しておりますので、御了承のほどよろしく願いたします。

まず、①手賀沼終末処理場ごみ焼却灰一時保管施設からの搬出計画についてにつきましては、我孫子市広域近隣住民連合会から、記載のとおり3点の質問事項がございました。

質問の内容は、手賀沼終末処理場の一時保管施設にかかわる内容でございますので、この対応につきましては、設置者である千葉県との協議の必要性があらうと考えておりますので、今後千葉県と協議の上、対応してまいりたいと考えてございます。

次に、②放射能焼却灰問題に関連する松戸市の考えを聞く意見交換会開催要請について。

これにつきましては、放射能焼却灰問題を考える会から、記載のとおり12項目による意見交換をしたい旨で要請がございました。この焼却灰を含む放射能対策につきましては、現在松戸市放射能対策協議会にて検討を行い、松戸市議会放射能対策協議会において御報告や御意見、御指摘をいただきまして対策を推進しているところでございます。対策状況の公表等も併せて継続して実施しておりますので、このことから、各種団体等からの個別の意見交換会等につきましては対応を行ってございません。

以上のことから、意見交換会の開催はできない旨で対応してまいりたいと考えてございます。

以上、二つの団体からの質問書及び意見交換会の開催の要請書の概要及び対応について、概略ですけれども、御説明とさせていただきます。

中川英孝議長

ありがとうございます。今2点について御報告がございました。まず1点目につきましては、搬出計画についてでございますけれども、県との協議をしてやっていくんだ

よという話が報告としてありました。

2点目の松戸市の考えを聞く意見交換会については、当協議会でしっかり議論しているから、その協議会の内容をしっかり見てもらって、報告はしないよというような結論であったのかなというふうに思います。

この件について意見があったらまた意見をいただきたいと思いますけども。若干私のほうからも報告させていただきますけども、過日、千葉県36市の議長会がこの間ございました。私のほうから、放射性廃棄物の焼却灰の最終処分場の確保ということで都県提出議案を出させていただきましたけども、その席でも申し上げましたけども、実は一番抗議を申し込んできているのが我孫子市なんですけど、我孫子市の議長のほうにも、実は私のほうからも若干嫌みを言いながら申し上げさせていただいたんですけど、ぜひ、我孫子市のほうでひとつこういう提案をしてほしいなど、こんなようなことを言って、嫌みを言いながら申し上げさせていただきましたけど、松戸市で提案をさせていただきました。これは当然都県提出議案という形になるわけですけども、採択されるかされないかは別にしましても、少なくとも我々東葛6市のホットスポットと称する市町村にこういう抗議を申し込むならば、積極的に県、国のほうに最終処分場の要請をするぐらいのことをやってもいいかなという思いがあったものですから、そんなことを申し上げさせていただきました。

いずれにいたしましても、各議員も一般質問、代表質問を通して、漏れた中での執行部に対する質疑なんかについても、この扱い方をどうしたらいいのかというようなことをまた、正副議長、幹事長の中で御相談させていただきたいと思いますけども、ただ、こういう資料を提出するについては、莫大な時間と費用も含めてかかるように思いますので、ぜひこういうことで、今日は協議会にぜひこの辺についても、協議も含めてこういうこともあるんだということをぜひ報告してほしいということで、私のほうから要請してこういう形になりました。これについて、また意見があったらぜひ意見いただきたいと思います。

先ほど申し上げた件について、何か意見がありましたら、どうぞ。県と協議するよ、あるいはまた、当協議会で十分対応していくからいいんじゃないかというのは執行部のほうの見解でしたけども、いや、そうじゃないよというのであれば、またそれはそれとして、どうぞ、ありましたら。

宇津野史行議員

送付元である我孫子市広域近隣住民連合会と放射性焼却灰問題を考える会というのは、これはリンクしていないんですか。

廃棄物対策課長

私の存じ上げるところでは、特段同じ団体ということとか、全ての方、私どもでメンバーの皆さんを把握してございませんので、中にはそういう連携している方も

いらっしゃるかどうかもわかりませんが、意見交換会から要請された内容につきましては、広域連合、住民連合会のほうへの協力というんですか。そういうような支援も行っていると文面のほうでは書いてございますけども、メンバーがどのようにリンクしているかというのは、ちょっと私のほうでは詳細は把握してございません。

宇津野史行議員

この意見交換会というのがどういう規模で想定されて、逆に言えば、松戸市がどういう規模で想定をして今回やらないというふうにされたかというのは定かではありませんが、これぐらいの意見交換会なのか、それとも市民会館ぐらい使ってなのかはわかりませんが、例えば、先ほど来、焼却灰の問題一つとっても、家庭ごみの中に剪定枝だとかをまぜちゃうことで濃度が高くなっちゃうよという話で、市民の方々の理解、協力が必要だという話があるわけですから、何かしら現状を市民の皆さんに知ってもらおう。例えば、放射能の健康対策では講演会みたいなものを開催しているわけですが、そういうのに絡めて、こういう焼却灰の問題も市民の皆さんに知ってもらおうという機会は、こういう意見交換会の開催かどうかは別としても、必要なのかなというふうに思わなくはないです。それがひいては市民の皆さんへの、今後長い期間かかってくるわけですから、今のうちに松戸市の現状はこうなっていますよというのは、どこかの時点でやってもいいんじゃないかなと思いますけどね。

中川英孝議長

ここで言っている意見交換会は、1項目から12項目のこの項目が大体基本なんでしょう。そういう認識ですから、今のようにしたんでしょう。

廃棄物対策課長

では、補足します。これは抜粋でございまして、12項目ございます。その中で1項目ずつ、それぞれ2点から3点、個別の質問事項というか、意見交換会というか、質問事項の要旨が記載してございます。それにつきましては、松戸市でお答えでき得るもの、ここにも記載してありますとおり、11番で記載してあると思いますけど、福島県の居住困難地域に最終処分場をつくるという意見に賛成か反対かということをお答えするというのは非常にお答えしかねる内容も含まれておりますので、こういう個別具体のものの意見交換会は、先ほど申し上げたとおり、議会等とも連携をして進めているということで、個別の対応はいたしかねるという見解でございます。

宇津野史行議員

会は開かなくても、回答か何かは一応答えられる範囲で出したんですか。

廃棄物対策課長

回答については、その個別の案件について、今検討していますけども、個別で出すことは非常に難しいところもありますので、何らかの形で回答は差し上げたいと思っています。

宇津野史行議員

わかりました。

末松裕人議員

せっかくなので参考までに。要はだから、みんな一生懸命この問題に取り組んでいる中で、考える会という皆さんも多分そういう思いで見識を持って行動されていると思うんですが、いわゆる議論の場が見えないんですけれども、例えばこの会の皆さんは、市民だとか、県民だとか、そういう立場からこうすべきだというそういう前向きな御提言なり、そういうものをいただきたいというのはあるんでしょうか。

廃棄物対策課長

具体の提言というか、その会の方が先ほど申しあげました何点かの、8項目目にも国の指定廃棄物の最終処分場は千葉県につくれるか、その辺の考え方を松戸市に求めているとか、こういうふうにすればいいんじゃないですかという提案のもの、趣旨の内容は含まれていないというふうに私のほうは理解しています。

末松裕人議員

残念ですね。

議長 散会 宣告
午前11時44分